エイズ検査への保険適用に関する質問主意書

提出者

田 中

慶

秋

## エイズ検査への保険適用に関する質問主意書

厚生労働省エイズ動向委員会の報告では、 日本におけるHIV感染者やエイズ患者の数は年々増加し、

万人に迫る勢い (本年七月二十六日の報告では、九千百六十六人) となっており、 先進国では減少傾向にあ

る中で、極めて憂慮すべき状況にある。

エイズは現在のところ治癒する疾患ではなく、 延命治療が行われており、一人の患者の死亡までに約三

千~四千万円が必要になると言われている。

したがって、 日常の診療においてエイズ患者への診療が行われるケースが増えれば、 医療費の高騰や、 そ

の結果としての医療保険の崩壊を招くことになる。

現時点での最高の治療策は予防であり、 そのためには、 あらゆる機会に本人の許可を得て、 エイズ検査を

行う体制をとることが求められると考える。

かし、エイズ検査については、 感染が疑わしいときや、 実際にエイズであれば、 保険での検査が認めら

れているが、それ以外では、保険でのエイズ検査は認められていない。

自分がエイズであると考えていない人が多数を占める現状で、 効果的なエイズ感染者の発見方法は、

していないと思われても、妊娠時及び内視鏡検査や手術前に、 B型・C型肝炎や梅毒の検査が保険で行われ

ているように、これらの検査と一緒に、 本人の許可を得て、 保険でエイズ検査を行うことである。

こうした中で、行政等の関係機関が、 効果的な方法であるエイズ検査への保険適用について、人権問題等

を恐れ、何もせず放置しているとしたら、 国は狂牛病に続いて、大きな間違いを犯すことになる。

そこで、以下の事項について質問する。

1 国民をエイズから守るという喫緊の課題に対応し、かつ、保険財政をも守るために、エイズ検査を一般

感染症と同じ検査として、本人の許可を得たうえで、保険診療に組み込むべきであると考えるが、 如 何

か。

右質問する。